

地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業（令和5年度）

消費税率の引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となっておりますが、その増収分は社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費に充てなければなりません。
令和5年度においては、以下の事業に充当しています。

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 67,545千円

（歳出）

・社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 698,261千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳		一般財源のうち交付金
		特定財源	一般財源	
国民健康保険事業	54,128	25,692	28,436	67,545
介護保険事業	166,335	14,943	151,392	
後期高齢者医療保険事業	52,946	41,803	11,143	
障害者相談支援事業	4,058	0	4,058	
重度心身障害児（者）医療事業	18,671	10,625	8,046	
障害者自立支援事業	147,813	102,457	45,356	
中山間地域介護サービス事業	7,574	3,750	3,824	
訪問入浴介護事業	3,516	0	3,516	
私立保育所運営事業	214,576	158,428	56,148	
予防接種事業	11,286	0	11,286	
総合健診事業	11,747	671	11,076	
母子保健事業	5,611	1,803	3,808	
合 計	698,261	360,172	338,089	67,545